

献呈の辞

大賀良一先生は、二〇〇四年四月の島根大学大学院法務研究科（山陰法科大学院）発足時に実務家教員の助教授として着任され、同年七月からは教授として、「法曹倫理」、「民事法総合Ⅰ」、「民事法総合Ⅳ」、「民事訴訟実務の基礎」、「地域と法」、「法律実務総合演習」（二〇〇八年度から）など多くの科目をご担当いただきしてきました。また、これら正規科目以外にも院生の自主ゼミへの指導・援助を行っていただくなど、実務家教員の中心の一人として本研究科の教育に多大の貢献をいただきました。

先生は、中央大学法学部在学中に司法試験に合格（一九六六年）され、翌年の同大学卒業後司法研修所での修習を終え、一九六九年に大阪弁護士会に登録して弁護士活動を開始されました。その後、一九七三年五月から所属弁護士会を島根県弁護士会に登録換えし現在にいたっておられます。この間、先生は、一九八〇年に広島高裁松江支部で違憲判決が下された著名な公選法戸別訪問禁止違憲訴訟や田和山環濠遺跡保存訴訟（二〇〇三年）などの島根県内の重要な訴訟において精力的に弁護士としての活動を行われるとともに、二度にわたる島根県弁護士会長（一九八四年四月から一九八五年三月、一九八九年四月から一九九〇年三月）、日本弁護士連合会副会長（一九九〇年四月から一九九一年三月）を務められるなど、弁護士会務においても重要な役割を果たしてこられました。

先生のこれらのご経歴は、本研究科における法曹養成教育とともに、教授会やFD会議における研究科運営や教育改善に関する重厚かつ説得的な発言を裏打ちするものであり、本研究科の進むべき方向を的確に指し示していただきました。

現在、法科大学院、とりわけ地方の法科大学院を取り巻く環境はきわめて厳しいものがあります。受験生の減少、合格率の低迷などを理由に学生定員の削減や法科大学院の統合等の圧力が強まっています。しかし、本研究科は、

昨年三月の日弁連法務研究財団による認証評価で高く評価されたように、地域に根ざした法曹養成の理念のもとに優れた教育内容を大賀先生とともに築き上げてきました。

いま先生のご退任のこのとき、先生のご功績に深く感謝するとともに、山陰地域の法曹養成機関としての本研究科の教育をさらに前進させることを誓い、また先生のますますのご健勝とご活躍を祈念しつつ、ここに『島大法学』を編集し献呈させていただきます。

二〇一〇年三月

島根大学大学院法務研究科長 藤田達朗

献呈の辞

須田政勝先生は、二〇〇七年四月に本学に着任され、島根大学大学院法務研究科（山陰法科大学院）において「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」、「民事法総合Ⅳ」、「法律実務総合演習」（二〇〇八年度から）をご担当いただき、民事訴訟法を中心に丁寧かつ精力的に講義をしていただきました。また、これら正規科目以外にも院生の自主ゼミへの指導・援助を行っていただくなど、実務家教員の中心の一人として本研究科の教育に多大の貢献をいただきました。

先生は、一九六六年に司法試験に合格され、一九六九年に大阪弁護士会に登録して弁護士活動を開始されました。この間、著名な大阪空港公害訴訟（一九八一年最高裁大法廷判決）や大阪アスベスト国賠請求訴訟（二〇〇六年から二〇〇七年）などの公害訴訟を始めとする全国的に注目される訴訟において精力的に弁護士としての活動を行われてきました。また、近畿弁護士連合会公害対策環境保全委員会委員長、日本弁護士連合会公害対策環境保全委員会委員長を務められるなど、特に公害問題に関係する活動で重要な役割りを果たしてこられました。さらに、『公害と国の責任』（共著、日本評論社、一九八二年）や『水法・国土保全法』（単著、山海堂、二〇〇六年）などの著書や論文を發表されており、法律実務家としてのみならず理論面での蓄積の深さを示しておられます。

先生のこれらのご経歴に裏づけられたお力は、誠実で温厚な人柄と合わさって、本研究科における法曹養成教育はもちろん、教授会やFD会議における研究科運営や教育改善においても、遺憾なく発揮されました。先生の人柄に触れ、大きな影響を受けた者は、院生はもとより同僚教員の中にも多くおります。

現在、法科大学院、とりわけ地方の法科大学院を取り巻く環境はきわめて厳しいものがあります。受験生の減少、合格率の低迷などを理由に学生定員

の削減や法科大学院の統合等の圧力が強まっています。しかし、本研究科は、昨年三月の法務研究財団による認証評価で高く評価されたように、地域に根ざした法曹養成の理念のもとに優れた教育内容を先生とともに築き上げてきました。

いま先生のご退任のこのときに当たり、先生のご功績に深く感謝するとともに、山陰地域の法曹養成機関としての本研究科の教育をさらに前進させることを誓い、また先生のますますのご健勝とご活躍を祈念しつつ、ここに『島大法学』を編集し献呈させていただきます。

二〇一〇年三月

島根大学大学院法務研究科長 藤田達朗